⑷　第12条に規定する届出若しくは報告を行わず、又は虚偽の届出若しくは報告を行ったとき。
⑸　第13条に規定する報告若しくは資料の提出を行わず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。
⑹　第14条に規定する監査を拒否し、妨げ、又は忌避したとき。
⑺　第15条の規定に違反して本協会の名称を無断で使用したとき。
⑻　貸金業者の信用又は品位を害する非行があったとき。

2　前項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。

3　前項に規定する過怠金の額は、３千万円以下とする。ただし、第１項第２号の違反が重大なものであって、かつ貸金業界の信用を著しく失墜させたときは、過怠金の上限の額を１億円とする。

4　第２項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、１年以内とする。

5　第３項ただし書による過怠金の賦課による処分及び第２項に規定する会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は自主規制会議の構成員の議決権の３分の２以上の多数決により行う。

6　第１項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は併科することができる。

7　協会員は、第１項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中、協会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。

（協会員に対する勧告）

第22条　本協会は、協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款、業務規程その他の規則の遵守状況若しくは協会員の営業又は財産の状況が本協会の目的に鑑みて適当でないと認めるときは、協会員に対し事由を示して勧告を行うことができる。

第３章　機関

第１節　総会

（総会）

第23条　総会は、定時総会と臨時総会の２種とする。

2　総会は、代議員をもって組織する。

3　総会に出席できる者は、代議員に選任された協会員（法人協会員の場合はその代表者）又はその代理人とする。

（代議員）

第24条　協会員が有する代議員選出権の個数は、当該協会員が負担する会費の口数に比例する。

2　代議員の総数は、200名以内とし、協会員のなかからその業態、地区ごとに、選任する。

3　地区・業態別定数、選任の方法等前項の代議員の選任に必要な事項は、「代議員選任規則」をもって定める。

4　代議員は、総会において１個の議決権を有する。

（総会の招集）

第25条　定時総会は、毎事業年度終了後３月以内に、臨時総会は、必要がある場合に随時、理事会の決議により会長がこれを招集する。ただし、代議員の３分の１以上から議案及び招集事由を示して総会招集の請求があったときは、会長は、遅滞なく総会を招集するものとする。

2　前項に規定する総会の招集は、緊急の場合を除くほか、会日の２週間前までに各代議員にその日時、場所及び議案を記載した通知を発して行う。

（審議事項）

第26条　総会においては、定款で別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
⑴　定款の改正に関する事項
⑵　毎事業年度における予算及び決算並びに事業計画書及び事業報告書の承認に関する事項
⑶　本協会の解散及び残余財産の処分に関する事項
⑷　役員の選任及び解任に関する事項
⑸　前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項

（定足数及び議決権の行使）

第27条　総会は、その決議について代議員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

2　代議員は、理事会が書面による議決権の行使を認めたときは、書面を総会の議長に提出し、その議決権を行使することができる。

3　前項の規定により議決権の行使のための書面を提出した代議員は、その総会に出席したものとみなす。

（議決の方法）

第28条　総会の議事は、出席した代議員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、定款の改正並びに本協会の解散及び残余財産の処分は、全代議員の議決権の３分の２以上の多数決による。

2　前項の場合において、定款の改正及び本協会の解散に係る議決は内閣総理大臣の認可を得たのちでなければその効力を生じない。

（議事録）

第29条　総会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長及び総会に出席した代議員２人以上がこれに署名押印するものとする。

第２節　役員等

（役員の定数）

第30条　本協会に次の役員を置く。
⑴　理事　会員理事　６人以内
　　公益理事　５人
　　常任理事　３人以内
⑵　監事　会員監事　２人
　　常任監事　１人

（役員の選任）

第31条　前条に規定する会員理事は、総会の決議により、代議員である協会員（法人協会員の場合はその代表者）のうちからこれを選任する。

2　前条に規定する公益理事は、総会の決議により、貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図るために必要な見識を有し、かつ、貸金業に直接関係のある業務を営む者の常務に従事する者以外の者のうちからこれを選任する。

3　前条に規定する常任理事は、総会の決議により、協会員の役員及び従業員以外の者からこれを選任する。

4　前条に規定する会員監事は、総会の決議により、代議員である協会員（法人協会員の場合はその代表者）のうちからこれを選任する。

5　前条に規定する常任監事は、総会の決議により、協会員の役員及び従業員以外の者からこれを選任する。

6　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（会長及び副会長の選任）

第32条　会員理事、公益理事又は常任理事のうちから、理事の互選により、会長１人を選任する。

2　自主規制会議議長、貸金戦略会議議長及び総務委員会委員長は、会長がこれらの一を兼ねる場合を除き、副会長となる。

3　会長は、理事会の同意を得て、常任理事のうちから副会長２人を選任することができる。

（専務理事の選任）

第33条　会長は、理事会の同意を得て、常任理事のうちから専務理事１人を選任する。

2　前条第３項の規定により選任された副会長は、専務理事を兼ねることができる。

（会長の職務）

第34条　会長は、本協会を代表し、かつ、本協会の業務を総理し、総会及び理事会の議長となる。

2　会長は、理事会の同意を得て、常任理事のうちから、自主規制会議に委任された業務の執行責任者１人及び貸金戦略会議に委任された業務の執行責任者１人を、それぞれ指名する。

（副会長及び専務理事の職務）

第35条　副会長は、会長を補佐し、会長が欠け又は事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位によりその職務を行い又は代理する。

2　専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長がともに欠け又は事故があるときは、会長の職務を行い又は代理する。

3　本協会は、必要があると認めるときは、理事会の決議により、副会長又は専務理事に本協会を代表する権限を与えることができる。

（執行責任者の職務）

第36条　自主規制会議に委任された業務の執行責任者は、第44条第２項に掲げる業務の執行及び第22条に規定する協会員に対する勧告を行い、これを統括する。

2　貸金戦略会議に委任された業務の執行責任者は、第44条第４項に掲げる業務の執行を行い、これを統括する。

3　会長又は副会長（いずれも常任理事であるものに限る。）若しくは専務理事は、自主規制会議に委任された業務の執行責任者又は貸金戦略会議に委任された業務の執行責任者を兼ねることができる。